

## 〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

規則、規程（制定年月）	対象者の要件【令和元年度】	措置の内容	開始時期等
野洲市補助金等交付規則（平成 16 年 10 月 1 日） 野洲市中小企業融資制度に関する利子補給規程（平成 16 年 10 月 1 日）	1. 滋賀県中小企業振興資金融資制度 「経営支援資金（小規模企業者枠）」（旧小規模企業者経営安定資金を含む） 「セーフティネット資金（新規枠・借換枠）」（但し、セーフティネット資金は平成 20 年 10 月 31 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の市町長の認定を受けた事業者が対象） 2. 「野洲市小規模企業者小口簡易資金」	【補給率】年 0.4%  （但し、セーフティネット資金のみ、利子補給金の限度額が 5 万円で、申請可能回数は 1 事業者あたり 1 口のみ）  【補給機関】 前年の 4 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日まで  【補給方法】 申請者が必要事項を商工観光課に持参（郵送不可）。申請期間終了後、取扱金融機関に融資状況等を照会し、その回答内容を確認した後、交付決定をして口座に振込	令和元年 6 月 3 日から 令和元年 7 月 31 日まで

※野洲市における利子補給施策は例年行われていますが、既に令和元年度の受付は終了しております。